

楽しく健康づくり

温泉プール利用料助成券の交付申請

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。

伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、温泉プールの利用料助成券を交付します。希望する人は、申請してください。

対象者 町民（医師による運動制限を受けていない人） **受付開始** 4月1日(火)

助成枚数 最大48回分 ※1人1か月に4回分とし、申請月から翌年3月までの月数分を限度に助成。

申請先 福祉課または分庁総合窓口課

受取方法 利用助成券の当日発行、郵送はしません。申請3日後以降（分庁総合窓口課申請は5日後以降）に岸本温泉ゆうあいパルの受付でお受け取りください。

- 注意事項**
- ・利用助成券は温泉プールでのみ利用できます。
※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
利用助成券で温泉を利用された場合、残りの利用助成券はご利用できません。
 - ・本人以外は使用できません。
 - ・ご利用に際しては、施設の窓口で本人確認をします。
(運転免許証、保険証等の確認書類が必要です。)
 - ・保健事業（プール教室等）は対象ではありません。
 - ・町外へ転出された場合、利用助成券は町へ返却してください。
 - ・再発行はできません。

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534



伯耆町
ホームページ

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの手当額変更

児童扶養手当などの各種手当額が、令和7年4月分から引き上げられます。

(1か月あたり)

手当内容		手当額	
		令和7年3月分まで	令和7年4月分から
児童扶養手当	全額支給	基本額	45,500円 → 46,690円
		第2子以降加算額	10,750円 → 11,030円
	一部支給	基本額	45,490円～10,740円 → 46,680円～11,010円
		第2子以降加算額	10,740円～ 5,380円 → 11,020円～ 5,520円
特別児童扶養手当	1 級	55,350円 → 56,800円	
	2 級	36,860円 → 37,830円	
特別障害者手当		15,690円 → 16,100円	
障害児福祉手当		28,840円 → 29,590円	
経過的福祉手当		15,690円 → 16,100円	

※令和6年平均の全国消費者物価指数が前年比プラス2.7%と公表されたことに伴う変更

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室
☎ 0859-68-5534